

議案第6号

大網白里市特別職の報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

大網白里市特別職の報酬等審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月5日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市特別職の報酬等審議会条例の一部を改正する条例

大網白里市特別職の報酬等審議会条例（昭和39年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中「給料」の次に「その他の給与」を加える。

第4条を次のように改める。

（委員）

第4条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公共的団体等を代表する者

(2) 学識経験を有する者

3 委員は、必要の都度委嘱し、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

第5条第1項中「選挙」を「互選」に改め、同条第4項中「会長も」を「副会長も」に改める。

第6条に次の1項を加える。

4 会議は、委員の過半数の同意があるときは、書面又はオンライン（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）により開くことができる。

第7条中「規則の定める機関」を「総務課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。